

農地利用の最適化に向けた取り組み強化に関する 申し合わせ

本年9月の公布を踏まえ、来年4月から「農業委員会等に関する法律」の改正法（以下、改正農業委員会法）が施行される。「農地利用の最適化の推進」が法令業務に位置づけられ、担い手への農地利用集積や遊休農地対策、農業への新規参入支援に向けた取り組み強化が求められている。

一方、こうした活動を進めるため、市町村段階では新たな選任手続きによる農業委員及び農地利用最適化推進委員の設置を、また、都道府県と全国段階では組織の一般社団法人への移行と農業委員会ネットワーク機構の指定を受けるための準備など、体制整備を急がなければならない。

このため、組織運動である「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の趣旨を踏まえ、数値目標の設定による担い手への農地利用集積の促進、農地の利用状況調査等を通じた遊休農地の発生防止・解消対策等について着実な成果を積み上げるとともに、農業者の代表として自覚と誇りを持って、引き続き地域での実践活動を展開することが重要である。

よって、下記の事項について一層の取り組み強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農地利用の最適化に向けた取り組みを強化しよう

- (1) 農地利用の意向調査の実施を踏まえ、地域における人・農地プランの作成、見直しに参画するとともに、農地中間管理事業を積極的に活用した認定農業者等の意欲ある担い手への農地の面的な利用集積を着実に進めること。
- (2) 農地利用状況調査を含めた農地パトロール等により地域の農地利用の総点検の取り組みを実施するとともに、農政の基礎資料として、法定化された農地台帳の整備・公表に向けた対応を徹底すること。

2. 担い手の確保・育成を目指す総合的な経営対策に取り組もう

- (1) 地域農業の担い手である認定農業者の掘り起こし活動を強化するとともに、担い手不足地域においては、「人・農地プラン」の作成・見直しを通じて、新規就農者や他地域の担い手を地域の「中心となる経営体」に位置付けること。また、必要に応じて集落営農の組織化、さらには法人化を推進すること。
- (2) 認定農業者等の地域農業の担い手を確保・育成するとともに、担い手の確保が困難な地域においては、企業や新規就農者など新たな農業のパートナーづくりを推進すること。
- (3) 農業者の老後の安定と円滑な経営継承のため、農業者年金の加入推進の取り組みを強化すること。

3. 関係行政機関に対する意見提出を徹底しよう

- (1) 農業委員会活動の実践、点検、評価・改善を通じて明らかになった課題を取りまとめ、関係行政機関へ「意見」を提出すること。
- (2) 認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換や集落座談会等を開き、農業・農村政策等に関する幅広い意見や要望を積極的にくみ上げ、政策提案として関係行政機関の「意見」に反映すること。

4. 新たな農業委員会組織・活動の体制強化を図ろう

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の十分な定数確保と女性・青年農業者、認定農業者の登用に向けた取り組みを徹底すること。
- (2) 農業委員会活動の強化と体制整備を支援する予算の確保に向けた働きかけを徹底すること。
- (3) 農業委員会の事務局体制と財政基盤の維持・強化に向けて市町村長や議会等への働きかけを行うこと。